

## 平成26年度建設工事の発注方針について

### 1 現状と課題

#### (1) 不調・不成立の増加

- ・平成24年度から不調・不成立が急激に増加（不調等割合 H24：約20%⇒H25：約28%）。
- ・特に建築系の工事に不調・不成立が顕著（建築一式、管、防水の不調等割合：40%以上）。

#### (2) 地域循環に配慮した契約の推進

- ・平成25年度より「地域内循環」を高めるため、総合評価方式の技術力型、地域型において工事現場の地元企業に加点される「地域要件（地域点）」の引き上げを実施。



#### ◆不調・不成立対策が急務

- ・入札参加を促すため入札方式の簡素化・負担の軽減、技術者、現場代理人不足への対応

#### ◆地域循環に配慮した契約のさらなる推進

- ・「地域型（地域点3点）」の発注枠を拡大

### 2 平成26年度発注方針

#### (1) 平成26年度からの入札・契約制度

総合評価方式の目的は「品質の確保」であり、本来は技術力のある企業が評価されるべきであるが、現在の不調・不成立の状況や「地域に配慮した契約の推進」の観点から、以下の入札方式を実施する。



#### ◆地域型総合評価方式の上限を1億円まで拡大し、更なる地域内循環に配慮

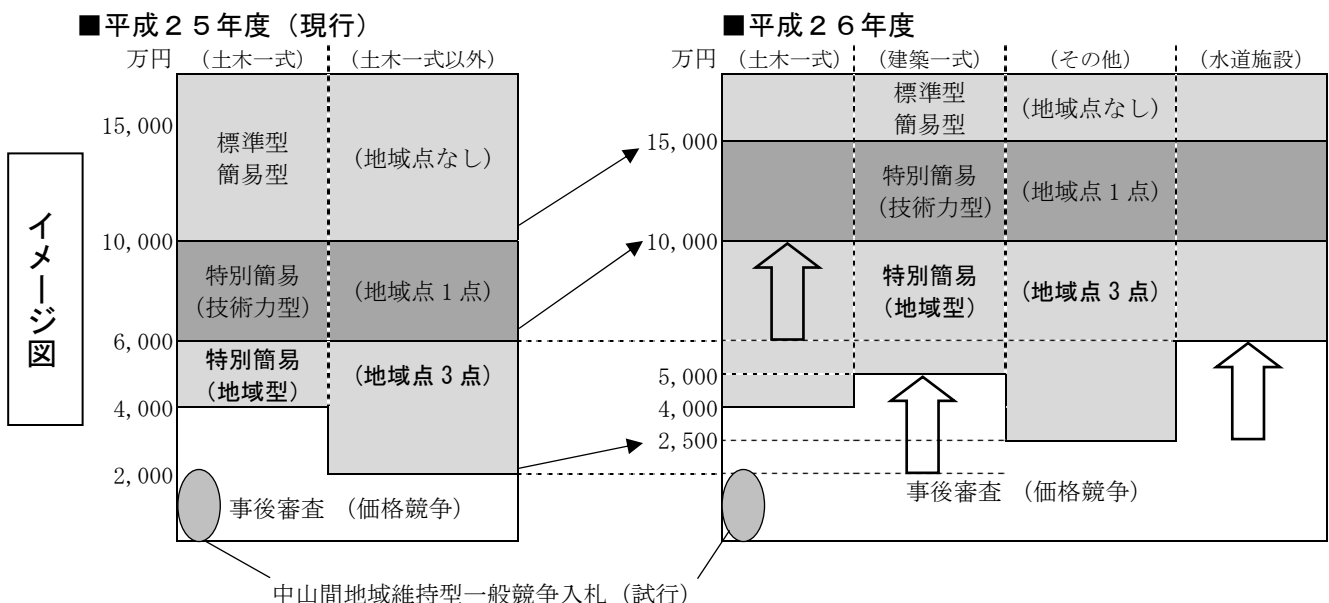
#### ◆地域型の上限金額拡大に伴い、1億5,000万円までを技術力型、それ以上の金額を標準型・簡易型で実施

#### ◆事業執行のため、建築一式工事は事後審査（価格競争）の上限を2,000万円から5,000万円まで拡大し、水道施設工事は2,000万円から6,000万円まで拡大することで、入札手続の簡素化を図る

#### ◆その他の業種についても、事後審査（価格競争）の上限を2,500万円まで拡大

※これにより、専任の主任技術者の配置が必要な工事が原則総合評価方式、専任の主任技術者の配置が必要でない工事が原則価格競争となる

※土木一式工事は、既に4,000万円まで引き上げしているため据置とする



## (2) 技術者の事後審査

現在は、総合評価方式において配置予定技術者の事前評価を行うため、入札参加申請時点から拘束し事前に審査していたが、今後は落札候補者に対してのみ審査することにより、同一技術者の翌週以降の案件の重複申請を認め、限られた技術者の中で、積極的な入札参加を促し、不調・不成立案件の減少を目指す。

### ■技術者の拘束期間のイメージ

【現状】 案件①に配置予定技術者として申請した者を、案件②の技術者として重複申請できない。

(案件①の落札者でない場合、案件③に申請することはできる。)

	第1週					第2週					第3週					第4週					第5週					第6週				
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
案件①	公告					参加申請期限					開札 落札決定																			
案件②						公告					参加申請期限					開札 落札決定														
案件③											公告					参加申請期限					開札 落札決定									

【変更後】 案件①に配置予定技術者として申請した者も、案件②の技術者として重複申請できる。

(案件①の落札者となった場合は、案件②以降を辞退する。)

	第1週					第2週					第3週					第4週					第5週					第6週				
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
案件①	公告					参加申請期限					開札 落札決定																			
案件②						公告					参加申請期限					開札 落札決定														
案件③											公告					参加申請期限					開札 落札決定									

## (3) 現場代理人の常駐義務の緩和

【現状 (継続)】 : 当初設計金額が500万円未満の工事1件と、契約金額が2,500万円未満の工事1件の兼務が可能 (愛知県発注工事と豊田市発注工事など)。

【緩和 (追加)】 : 契約金額の総額が2,500万円未満 (建築一式5,000万円未満) の工事3件以内の兼務を認める (専任が必要な工事の主任技術者等を兼ねていないこと、豊田市発注工事に限る)。

※現場代理人: 工事請負契約約款上、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項 (変更契約や契約解除等の重要事項を除く) を処理する者として工事現場に置かれる請負者の代理人。  
主任技術者: 工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として建設業法の規定により配置が義務付けられている。

## (4) その他

### ① 工事下請届の提出部数の変更

【現状】 ⇒ 工事下請届 2部提出 (提出先: 契約課、工事担当課)

【平成26年4月1日以降】 ⇒ 工事下請届 1部提出 (提出先: 工事担当課のみ)

※契約課の確認及び提出は不要

### ② 評価基準の配点の変更

評価基準「エコアクション21」の配点を「0.5点」から「1.0点」に変更